

誰にも平和に生きる権利がある。

I WAR.

いま、日本では、安保関連法の審議がなされていますが、海の向こうのジュネーブでは、国連で、平和を人権としてとらえ、平和への権利の人権宣言を作ろうと審議がなされています。この平和への権利の人権宣言化の議論を踏まえ、日本が進むべき平和への道は、いかにあるべきかを探ります。

平和への権利を通じて、 安保関連法案を考える

講演会

国際法及び国連における 「平和への権利」の意義

講師：武藤 達夫 (関東学院大学法学部准教授)

講演テーマ 「国連における平和への権利に関する議論」

講師：飯島 滋明 (名古屋学院大学経済学部准教授・憲法学、平和学)

講演テーマ 「憲法から考える国連平和への権利と安倍政権」

2015年8月27日(木)

午後6時～午後8時30分(午後5時30分受付開始)

大阪弁護士会館2階ホール **入場無料**

〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5(問い合わせ TEL.06-6364-1227)

■主催：近畿弁護士会連合会

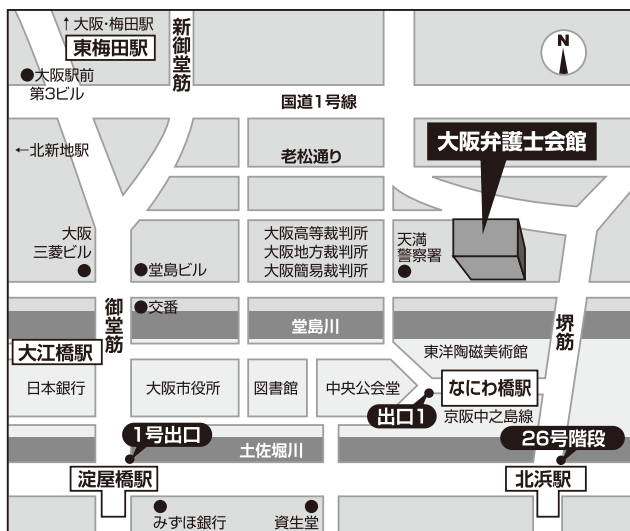
I ♥ WAR.

近畿弁護士会連合会 講演会

国際法及び国連における 「平和への権利」の意義

2015年8月27日(木) 午後6時～午後8時30分

場所：大阪弁護士会館2階ホール 参加費：無料
〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5



要予約
(無料)

一時保育サービスのお知らせ

[対象] 首のすわっている乳児～未就学児
[託児時間] シンポジウム開始15分前から
終了15分後まで

○お申込を希望される方は、1週間前までに
下記問合せ先まで電話でお問合せください。
[問合せ先] 近畿弁護士会連合会 (担当事務局)
TEL.06-6364-1227

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

参加申込書

大阪弁護士会(委員会部人権課)行き
平成27年8月24日(月)までにお申込みください。

FAX. **06-6364-7477**

ふりがな			
氏名			
ご所属	参加人数		人

※ お差支えなければ、ご所属も併記ください。

※ なお、この参加申込書に記載いただいた個人情報、参加人数の把握及び受付業務のみにいただきます。

【本件に関するお問い合わせ先】近畿弁護士会連合会人権擁護委員会 (TEL.06-6364-1227)